

陳述書(第7部)

— 被告による原告の昇進停止理由は真実でないこと —

平成26年9月22日



1. 高品部長の発言を否定した主張について

被告は、私が大阪から転勤する際に高品部長が、「君を守ってやりたかったが、本社の意向に逆らうことはできなかった」というような発言はしていないと主張していますが、それにも関わらず、私が高品部長と高田副部長に宛てた「直訴状」(甲第2号証)について一切反論を行っていません。

既に述べた通り、被告は準備書面において、同直訴状について一切触れていません。直訴状を受け、高品部長が三和鑑定に出向いた際、三和鑑定の東谷社長らが鐘ヶ江鑑定人の仕事ぶりの問題点について認めたにも関わらず、被告が鐘ヶ江鑑定人を「重用」し続けていたことに鑑みれば、高品部長に忸怩たる思いがあり、そのような発言をしたと考える方が自然です。被告による高品部長の発言はないとの主張は、事実と異なります。

2. 三浦人事課長の「鑑定人に関するヒアリング」

(1) 平成9年4月30日、私は、岡田宰弁護士を通じて、被告の人事部・三浦人事課長宛に質問状(甲第5号証)を送達しました。

しかし、それにも関わらず、人事部から岡田宰弁護士に対して何ら回答が無かったため、私が早く回答するように再三求めたところ、被告は、「三和鑑

定並びに同社鐘ヶ江鑑定人に関するヒアリング実施の件」という名の呼び出し状(陳述書第1部別紙3)を「人事部・三浦人事課長」名で私に送付してきました。

その内容は「事情を聞きたい」とする一方で、「弁明の機会を与える」、「弁護士と同席は認めない」などという表現が有り、完全に懲戒処分対象の「査問調査会」を思わせる呼び出し状でした。それに、鑑定人の問題であるのになぜ損害調査部ではなく人事部が主体なのか、私は奇妙に感じました。

岡田弁護士に相談したところ、「人事部がこれから何を質問し、何の事情を聞きたいのかわからない段階で弁明の機会を与えるとは一体何を弁明させるというのか。こんな意味不明の呼び出し状はあり得ない」との見解でした。

そのため、私は三浦人事課長と会い、この呼び出し状の趣旨を尋ねたところ、「この鐘ヶ江鑑定人というのが本当にひどい鑑定人かどうか確認したい。もし、あなたのいうような鑑定人でなければあなたは(住友海上に差し止め請求書を送付するという)とんでもないことをしたことになる」という意味不明の発言をしました。

私は他社の株主総会で業務上知り得た機密等を漏らした訳でも無く、自分が株主である会社の株主総会でどんな質問をしようがまったく私の自由です。ましてや「鐘ヶ江鑑定人」は当社の社員でも何でもなく、保険会社各社を顧客とする会社の社員です。社外の子会社とのかかわりについて株主がどんな質問をしようがまったくの自由です。それがなぜ「とんでもないこと」なのか私には意味不明でした。

- (2) さらに「三浦人事課長」に、「こんな意味不明の呼び出し状はあり得ない。私はまだ何も言っていないのに、なぜ、弁護士の同席は認めないなどと最初から書いてあるのか」と尋ねたところ、あっさりと私の指摘した部分を削除した文書を送付してきました。

- (3) 「ヒアリング」当日、会議室には人事部から「人事部・渡辺副部長」と「人事部・三浦人事課長」の2人が出席、席上、私を含めて3人でした。私は、事前に送付しておいた「悪質鑑定人に関する改善努力に関する経緯(甲第6号証)」を基に、いかに「鐘ヶ江鑑定人」がとんでもない鑑定人で当社や日本の損害保険業界がいかに莫大な損害を被り続けているか事細かく、具体的に、およそ2時間にもわたって説明しました。

これで会社の中枢である管理部門も動きだし、「そんな鑑定人に仕事を依頼しているとは大変なことだ。事実関係について至急調査する。」と言う発言があつて「鐘ヶ江鑑定人」を追放できると期待しましたが、私の「鐘ヶ江鑑定人」に関する説明に対する反応が何らありませんでした。それどころか「鐘ヶ江鑑定人」についての説明が終了後、私が説明した内容に対し何らの意見も一切言わず、私に対し、「人事部・渡辺副部長」が声を荒げて「会社の秩序を乱すような社員には、会社としても今後も徹底的に対抗する」などと信じがたい非難を私に浴びせました。

私の説明の内容の事実確認をまだ一切行っていない段階で「会社の秩序を乱している」と非難するなど、最初から私の説明をまともに聞く気も無く、私が説明した内容の調査をする気などさらさら無いことがわかりました。

つまり、私が説明をする前から、「鐘ヶ江鑑定人がどのような鑑定人であろうと三井海上は使い続ける」と、結論は決まっていたのでした。

- (4) さらに、渡辺副部長が、双方が立ち上がって帰ろうかという直前、私に対して、会社は今後(私を)課長に昇進させたりすることは無い。」とはっきり言い切りましたので私は驚きました。私が説明を終えたばかりで、何ら事実確認も行っていない時点で、「(会社の秩序を乱す)問題社員であるから今後一切昇進させない。」と言い切ったのです。

私が何を言おうが最初から「鐘ヶ江鑑定人がどんな鑑定人であろうと使い続ける」という結論は決まっていたのでした。つまり、「ヒアリング」とい

うのは、全くの虚偽の名目で、結論は最初から決まっていたことは極めて明確です。

3. 渡辺人事副部長の発言を否定する主張について

前述のとおり、「ヒアリング」という虚偽の名目の説明会で、私は渡辺副部長より「会社は今後(私を)課長に昇進させたりすることは無い。」とはっきり言い切りましたが、被告は本件訴訟では、渡辺副部長は私にそんなことは言っていないと主張しています。

しかし私は、はっきりその言葉を記憶しています。通常、会社は「こいつは報復人事で一生昇進させない。」と腹の中では思っても本心は決して本人に言わず、「いや、そんなことはない。きちんと業務をこなせばそれなりの昇進はする。」と嘘でも言いますが、そうは言わずに、はっきり昇進を凍結すると発言したので、私は本当に大変驚いたのです。だからこそ、その発言をはっきりと覚えているのです。そして、現に、渡辺氏の発言どおり、私が定年まで課長に昇進することが無かったことから、そのような発言があったことは明白です。

4. 会社の秩序を乱しているという主張について

この渡辺人事副部長(その後、中国業務部長として、再び、広島に転勤した私の上司になります)の発言にとどまらず、被告は再三再四、私に「秩序を乱しているような社員は昇進させない」と発言し、被告も本件訴訟で同様の主張をしていますが、そもそも「秩序とは何か、私がどう秩序を乱していてそのためどのような業務に支障を生じているか」などの具体的説明は一切ありません。

例えば、私が中国業務部時代に、知合いの代理店に「単身赴任は二重生活が苦しい」という電話での私の会話を渡辺部長は聞き耳を立てて聞き、私を別室に呼び出して「会社の悪口を言うとは何事だ！ 会社の秩序を乱している！ だから、お前は定員外社員で昇進などさせないのだ！」と私を怒鳴ったことがあります。

「単身赴任は二重生活が苦しい」ということは通常の単身赴任者共通の事実であり、被告の悪口でも何でもありません。

このように、被告はことあるごとに不可解な理由で「会社の秩序乱しているような社員は昇進させないのは当たり前だ」と主張しています。

繰り返しとなりますが、「会社(組織)の秩序を乱す」という発言は、会社が「正しいことを言う組織にとって都合の悪い社員」に対して苦し紛れに言う常套句です。

「会社が組織的に不祥事を隠蔽しているのにそれを正そうとする社員は会社(組織)の秩序を乱す問題社員」、「会社(組織)が判断して行っていることは、例えばそれが悪いことであろうが間違っていることであろうが、それを正そうとする社員は会社(組織)の秩序を乱す問題社員」ということです。

私が会社に在籍中も本件訴訟においても、前述のとおり、「秩序とは何か、私がどう秩序を乱していてそのためどのような業務に支障を生じているか」などの具体的説明は一切ありません。

5. 原告の評価は年度ごとの独立した人事考課であるという主張について

- (1) 三井海上と住友海上が合併した際に、私は「関東業務部」に転勤となりましたが、私の業務能力に鑑み、人事考課の時期に、当時の関東業務部長の近藤正俊氏が「人事考課のランクアップ」の申請を人事部に提出したところ、「あんなやつ(原告)の人事考課なんか上げるな」と人事部に叱られて差し戻しになり、結局人事考課のランクアップはできませんでした。この事実からしても、被告の「人事考課について著しく低い評価を固定化した事実はなく……」、「差別的に昇進対象から排除する処遇をした事実はない」との主張、つまり各年度の人事考課書類を基にその年度の人事考課を決定した結果、定年まで課長に昇進しなかったものであるとの被告の「昇進しなかったのは、それぞれの年度ごとに人事考課をした結果」という主張が事実と異なる

ることは明白です。

- (2) また、私が中国業務部業務グループ(広島)に転勤させられていた時期に、同じ仕事をしていた元地銀の支店長だった嘱託の■■■■氏が、「目標チャレンジ」について打ち合わせ面接をしている時に、黒田潔業務グループ長に「あんな頭脳明晰で優秀で仕事のできる人間(原告)が、こんな年齢(50歳)で、いまだに課長代理でいることに私は不思議でなりません」と話したところ、黒田潔業務グループ長は「あの人(私)は確かにすごく頭は良いです。しかし、あの人には(昇進できないという)特殊な事情が有るのです。」と回答しました。この事実からも、被告の前述の昇進しなかった理由は明らかに真実ではありません。

6. 久保田課長の人事考課に関する主張について

被告準備書面(7)の3ページの第2の1において、「久保田課長が被告の人事考課を3類3号から3類2号に1ランクアップさせた」ことから、久保田課長が「お前を査定部門から抹殺してやる」、「一生昇進できないようにしてやる」のような発言をしていない証拠である旨の主張をしていますが、これは完全に事実と異なります。なぜなら、3類2号になれば大半の総合職社員が課長に昇進します。それにもかかわらず、私は、ランクはアップしても昇進することはなく、さらにその後「3類1号」という「課長になっていないことがおかしい」というランクになったにもかかわらず、昇進は凍結され続けました。

したがって、ランクアップは単なる見せかけのものに過ぎず、そもそも課長に昇進させなかったことを不当人事として争っている私の主張に影響を与えるものではありません。

7. 書面を送付したという真実でない主張について

被告準備書面(1)の9ページにおいて、「平成12年8月頃・・・中傷する書

面を送付するなど・・・原告を注意したが・・・このような従業員を管理職(課長職)に昇進させないことは不適切なことではない」と記述してあります。

しかし、私はこのような注意をされたことがありません。私に注意するのであればまず事実確認のため、私にその中傷する書面(原本またはコピー等)を見せて、私に事実確認した上で注意すべきです。しかるに、私は何らそのような書面を見せてもらっておらず、何らの注意もされていません。本件訴訟においても、それを立証する証拠も何ら提出されていません。

8. 三和鑑定事務所に乗り込んだという真実でない主張

被告準備書面(1)の6ページ3行目において、私が三和鑑定事務所の事務所に独断で訪問し、鐘ヶ江鑑定人を業務から外すことを要求し、これに従わない場合には発注しないなどと述べており、かかる原告の振る舞いに対して云々・・・と記述されており、このような社員は当然問題がある旨の主張がなされています。

さらに、被告準備書面(3)－8ページ下から7行目においても、「三和鑑定を単独で訪問し・・・要求に応じない場合は・・・同課へ移ったのは昇格人事であり・・・今後も自分の言うことを聞くように・・・云々」との記述があり、このような社員は課長に昇進させないのは当然である旨の主張がなされています。

しかしながら、私は三和鑑定事務所に行ったことなど無く、どこにあるかも知らず、入居しているビルも見ることがありません。つまり、これらの記述はまったく事実と異なり、その証拠に私が三和鑑定事務所に独断でいったという日時も、誰が応対してそのようなことを言われたかも被告準備書面では一切記述されていません。つまり、上記記載はまったく真実ではありません。

したがって、被告準備書面(3)の9ページ1行目において、「被告の上司であった久保田課長は三和鑑定から(原告が単独で乗り込んだという)事実関係の連絡を受け・・・越権行為を咎め反省を促した。」との記述がありますが、そもそも前項のとおり、私は三和鑑定事務所など行っていませんので、明らかに事実とは異

なります。

9. 無断欠勤したという主張について

被告準備書面(4)の3ページ14行目において、「平成4年4月頃には、課長に昇進しなかったことを不服として、数日にわたり無断欠勤を・・・」と記述され、そのような社員は(課長のような)管理職に相応しくないと記述されていますが、私はまったく身に覚えが無いことで、そのような数日間の無断欠勤はしていません。

当時に私に会社からの安否確認ありませんでしたし、無断欠勤を理由とした処分も受けていません。

被告は準備書面で主張を陳述するにあたって、私の当時の出勤簿を確認したはずですから「4月〇〇日～4月〇〇日まで無断欠勤」と具体的に日付を表記すべきです。しかるに、「4月頃」とあいまいな表記になっていることは明らかに不合理です。

また、課長に昇進する辞令は2月頃に発表されますので、被告の言う通りに、昇進しなかったことを不服として無断欠勤するならば、当然2月頃にするものであり、なぜ2ヶ月も経過した4月に無断欠勤するのか、明らかに不合理です。被告は私の出勤簿を保管しているはずなのに、「4月頃」とあいまいな表記になっていることも不自然です。

私は、入社してから定年退職まで一度も合理的理由なく「無断欠勤」した記憶がありません。無断欠勤など会社員として絶対あるまじきことであり、そのようなことがないよう定年まで当日の急病等の場合以外、きちんと事前に休暇届を了承されてから休暇を取得していました。私が無断欠勤したというのは、被告のでっちあげです。

10. 独断で出入り禁止にしたという主張について

被告準備書面(4)の13ページ下から2行目にて、「……原告は上司に相談することもなく、東京損保鑑定株式会社を独断で「出入り禁止」とし……阿部正行氏が……関係修復に……」との記述があり、さらに「このように原告の行動は課長代理としてあるまじき……」と記述し、このような社員は課長にしなくて当然であるかのような主張をしていますが、これらもまったく事実ではありません。

私は、同鑑定社の囑託鑑定人が3件続けて、不適切な鑑定業務を行い、代理店や契約者からも苦情が出たため、最初はひとりで、その上で次に当時の上司の阿部課長と同行して同鑑定社に行き事実確認を行っています。そして、その結果を当時の井上芳典部長に阿部課長とともに報告し、井上部長の了承のもと、同鑑定社を「3か月間の出入り禁止」にすることを決定したものです。

したがって、前述の「……原告は上司に相談することもなく、東京損保鑑定株式会社を独断で「出入り禁止」とし……」という記述はまったく事実ではありません。

なお、被告の主張には、どのような事案で私が同鑑定社に単独で行き、どのような理由で同鑑定社を出入り禁止にした等の具体的内容が何らまったく記述されておらず、不自然極まりありません。

11. 三和鑑定事務所へ確認依頼したという主張について

被告準備書面(3)の10ページ5行目において、「被告から三和鑑定に対して、質問に回答しなくても良いかを確認してほしい旨を申し出た」と記述されていますが、これはまったく事実と異なり、私はそのような発言はしていません。そもそも、被告の誰にそう発言したかも被告の主張では明確ではありません。

さらに、三和鑑定事務所の代理人弁護士から原告代理人の岡田宰弁護士に送付されて来た「乙7号証」の文書に、「法的措置も検討する」旨記述されています。その後も私は株主として各損害保険会社に、「株主総会の質問に関する事前資料」

として、「鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所」の問題点を具体的かつ詳細かつ明確に記述した書類を送付しており、当然その書類の中身は各損害保険会社から三和鑑定事務所にコピー等を送るなどの方法で必ずその内容の連絡がされているはずですが、三和鑑定事務所は何らの法的措置も取りませんでした。

12. 株主総会でマイクを要求したという主張について

被告準備書面(3)の10ページ1行目において、「住友海上を訪問し……マイクを用意することを要求し……」と記述してあるが、まったく意味不明の事実と異なる記述です。

私は、住友海上を訪問した際、応接室のテーブルで私が持ってきた録音機で「今日の会話を録音する」旨、応対した住友海上の2名の社員に告げたところ、相手方は「録音するなら一切しゃべらない」と発言しました。そこで原告が「なんらやましいことがなければ録音されても問題ないのでは無いですか」と問い返すと、相手方は録音を拒否する具体的な理由を一切言うことなく、ただただ「録音するなら一切しゃべらない」との発言を繰り返すのみでした。

このように、私は「録音することを要請」したものであり、「マイクの要求」などしていませんし、当然ながら「マイクを用意しなければ株主総会を流会にする」旨の発言もしていません。

もし、「マイクを用意」という発言が株主総会の会場でのことを言っているとしたら、通常、大手損保のような大企業の株主総会にはどこでもマイクが用意してありますし、そもそも、もしマイクが無かったとしても、それを理由になぜ株主総会を私が流会にできるのか、まったく意味不明です。

以上